

◇番号	201505									
◇研究機関名	慶應義塾大学									
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 27 年 1 月 大学に設置された「研究活動に関する申し立て窓口」に通報があり、慶應義塾大学薬学部教授が主任教授を務める講座内で研究費の不正経理等の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正使用の可能性が極めて高く、調査委員会を設置して調査を行なう必要があると判断。</p>									
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）2 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 27 年 4 月～7 月 ・ 調査対象 当該教授および当該教授の講座へ交付された平成 23～26 年度のすべての研究費（公的研究費を含む）のうち旅費を対象に調査。 ・ 調査方法 書面調査は当該教授の出張に関わる書類、取引業者への質問状による問い合わせ。聴き取り調査は当該教授、当該教授が主任教授を務める講座の研究者、元講座秘書、取引業者等を対象にそれぞれ実施。 									
◇調査結果	<p>【不正の種別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費関係 旅費の二重請求、偽出張根拠資料による目的外出張 <p>【不正の具体的な内容】</p> <p>(1) 旅費の二重請求 当該教授は学会での企業共催セミナーにおいて、セミナー等を主催した企業から当該教授に対し旅費が支給されていたにも拘わらず、これを秘匿して大学に対しても請求を行なった。</p> <p>(2) 偽出張根拠資料による目的外出張 研究打ち合わせ出張の場合、学内ルールでは、出張の根拠資料として事前に先方からの招聘状（日時、内容等が記載）を必要としているが、当該教授は招聘状（メール）を偽造し提出していた。そのなかで出張目的の正当性が証明できなかったものを目的外出張とした。</p> <p>・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>150,740 円</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>150,740 円</td> <td>1 人（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p> <p>注：不正に支出された研究費について、用途が全て明らかにならず、確証を得られなかったため、私的流用があったと判断せざるを得ない。</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	150,740 円	1 人	計	150,740 円	1 人（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数								
科学研究費補助金	150,740 円	1 人								
計	150,740 円	1 人（実人数※）								

	<p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</p> <p>(1) 旅費の二重請求 故意による二重請求と認定した。</p> <p>(2) 偽出張根拠資料による目的外出張 当該教授から提出された出張根拠資料をもとに資金の用務に沿った出張かどうか個別に判断した。提出された航空券の半券などから出張したことは認められたが、先方からの招聘状が偽造・架空のものに関しては全て、当該教授への再調査、打ち合わせ相手の確認等を行い、出張目的の正当性が証明できなかったものに対して、偽出張根拠資料による目的外出張と認定した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】 本研究費不正以外の学内ルール違反等、不適切な行為は多岐にわたり、当該教授のコンプライアンス意識の欠如が見られた。</p> <p>【再発防止策】 教職員のコンプライアンス意識をさらに高めるために、ルール遵守の重要性やルールの内容の周知徹底を図るべく、以下の再発防止策を実施する。</p> <p>(1) 大学ルールを見直し実効性を高める</p> <p>① 本事案を踏まえ、教職員に配布する「慶應義塾公的資金マニュアル」（以下、「公的資金マニュアル」という）の内容について関係者への周知徹底を図る。同時に事務担当はルールに不慣れな研究者や研究補助者等に対して、きめ細かくサポートしていく。</p> <p>② 出張後に提出される「出張報告書」の記載項目を追加するなど、出張の事実が確認できるよう書類や手続きを見直し、出張の実態の把握に努める。</p> <p>(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく研究機関の取り組みを強化する。</p> <p>① これまで「科学研究費助成事業説明会」や「新任教員オリエンテーション」等で「公的研究費の管理・監査のガイドライン」についての説明を行ってきたが、研究費不正防止に向けた組織的な取組みを強化する。具体的には、教職員への「公的資金マニュアル」の説明にあたって、単にルールの説明にとどまらず事例講習を含めることとし、合わせて研究費不正に関する相談・通報窓口の周知徹底を図る。</p> <p>② 事例講習には研究費不正に対するペナルティー（公的資金等の返還や応募資格停止など）の説明を含め、「研究費不正は厳正に処罰される」ということを周知徹底する。</p> <p>③ 内部監査および外部監査結果のフィードバックについては、教授会等で事例を含め丁寧に行なう。</p> <p>④ 研究不正・研究費不正啓発のため導入された CITI-Japan 等の e-learning 講習を大学における研究倫理・研究コンプライアンス教育の一環として徹底する。</p> <p>⑤ 取引業者に対し、「慶應義塾の発注等に関する取引停止等の取扱規則」に基づき「不正には厳正に対処する」ということを周知徹底する。</p>

◇その他(研究機関が行った措置)	<ul style="list-style-type: none">・関係者の処分 当該教授を平成 27 年 7 月 2 日付で懲戒解雇とした。 なお、処分は、本研究費不正以外の学内ルール違反等、当該教授による不適切な行為も勘案して決定した。・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 調査開始後に使用停止を行なった。・本件の公表状況 平成 27 年 7 月 10 日慶應義塾大学ホームページに公表 「本学薬学部教授による研究費に関する不正等と処分について」
------------------	---